

○社会福祉法人浦安市社会福祉協議会役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成29年4月1日評議員会決議

改正 平成30年7月1日評議員会決議

令和2年3月25日規程第12号

令和3年3月29日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）で規定する役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を主たる勤務場所とする業務執行理事等をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、他団体（以下「派遣元」という。）からの派遣職員は除く。

- 2 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の役員報酬は、定例報酬を支給する。定額報酬については、別表第1「非常勤役員（会長）の報酬」及び別表第1の2「常勤役員の報酬」の範囲内とし、各役員の定額報酬の額は、評議員会において決定する。
- 3 常勤役員には、定例報酬を支給する。常勤役員には、季節手当を支給する。季節手当については、6月1日及び12月1日に在任する者に別表第1の3「常勤役員の季節手当」に基づき、報酬額に対する支給率を乗じた額とする。
- 4 報酬額等の支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。
- 5 新たに常勤役員となった者には、その日から定例報酬を支給する。年度途中から常勤役

員となった場合の報酬額は日割りによって計算する。

6 常勤役員が退任したときは、その日までに定例報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬全額を支給する。

7 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を限度とし、評議員会、理事会、監査の出席等、必要の都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する役員には支給しない。

(費用)

第4条 社協は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社協職員の給与に関する規程に準ずる。

(公表)

第5条 社協は、この規程をもって、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会役員等の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する規程(平成24年9月3日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規程第12号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項）非常勤役員（会長）の報酬

区分	金額
報酬額	月額10万円以内の範囲

別表第1の2（第3条第2項）常勤役員報酬

区分	金額
報酬額	1人あたり月額35万円以内の範囲

別表第1の3（第3条第3項）常勤役員季節手当

（令元規程12・令2規程3・一部改正）

区分	報酬額に対する支給率
6月及び12月	100分の222.5

別表第2（第3条第7項）

役員等の名称	金額
評議員	会議等出席1回あたり1人5,000円
理事	
監事	